

2026 年 9 月 30 日

お客様 各位

木曽農業協同組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組に関するお知らせ

平素より木曽農業協同組合をご愛顧いただき、厚く御礼申しあげます。

2021 年 6 月に政府が公表した 2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化の方針を受けて、金融機関は各種取組を進めています。これに伴い、当組合では、以下の対応を実施しますのでお知らせいたします。

※ 下記の取組に関し、スムーズな対応が出来るよう、当組合として下記手形・小切手にかかる店頭受付を、3 月 19 日とさせていただきます。ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を 2027 年 3 月 31 日（水）に設定します。最終期限日以降に振出された手形・小切手は、当座勘定より支払ができません。手形の支払い期日が 2027 年 4 月 1 日（木）以降の日付の手形につきましても、前記同様当座勘定より支払ができません。

2. 他金融機関を支払地とした手形・小切手の貯金入金、

取立および振込受付の停止

2027 年 4 月 1 日（木）以降、他金融機関を支払地とする手形・小切手について、貯金入金、代金取立および同手形・小切手を代わり金とする当組合あての振込の受付を停止します。

3. 既に終了している取組

- 当座貯金口座の口座開設の受付
- 2027年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手の取立受付

4. 未使用手形・小切手用紙の買戻しについて

当組合では、未使用手形・小切手用紙の買戻しは行いません。

5. 手形・小切手電子化取り組みに関する事項（参考）

手形・小切手の電子化は、政府・産業界・金融界が一体となり進めている取り組みです。お客様におかれましては、これを機にインターネットバンキングなどの電子的決済手段の活用をご検討いただきますようお願いいたします。

（全銀協ホームページ）

<https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>

お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

今後とも木曽農業協同組合との変わらぬお取引を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。